



児童扶養手当・特別児童扶養手当 申請をお忘れなく

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件を満たしている、未受給のかたは、申請してください。

※所得制限により、手当が支給されない場合があります。

▼児童扶養手当 対象 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童で、かつ次のいずれかに該当する児童について、その児童を監護する母子家庭などの母、監護し生計を同じくする父子家庭などの父または養育者

- 父または母が死亡
○父または母が重度の障害者
○父または母の生死が不明
○父または母から一年以上遺棄
○父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
○父または母が一年以上拘禁
○未婚の母の子
○孤児など父母が不明

○父または母が不明
○父または母が一年以上遺棄
○父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁

○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁

○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁

○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁

○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁
○父または母が一年以上拘禁



特定医療見舞金 特定医療見舞金を支給します

指定難病の患者および小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者に見舞金を支給します。

対象 町内に居住し、住民登録のあるかたで①または②のいずれかに該当するかた

①特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちのかた
②小児慢性特定医療費医療受給者証をお持ちの児童の保護者

支給額 月額 3,000円
申請期限 8月31日(月)
申請に必要なもの
①特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定医療費医療受給者証

②対象者名義の通帳
③認め印
※詳しくはお問い合わせください。
申込み・問合せ 社会福祉係
82-6133

農業委員・農地利用最適化推進委員

7月20日、前委員の任期満了に伴い、農業委員10人が町長より任命され、互選により小菅正美委員が新会長に就任しました。また、新会長から農地利用最適化推進委員12人が委嘱されました。

農地法に基づく農地の貸借や売買、農地転用などの審議や遊休農地対策、担い手への農地集積など農地利用の最適化の推進に取り組んでいきます。

問合せ 農業委員会事務局
82-6138

農業委員



後列左から
前田育子さん(北地区)
松村一喜さん(北地区)
前列左から
打木明美さん(西地区)
野村重之さん(職務代理者・西地区)
柏崎富治さん(西地区)



後列左から
高瀬和幸さん(南地区)
荻野英一さん(職務代理者・南地区)
前列左から
小森谷清さん(東地区)
間明田清實さん(東地区)
小菅正美さん(会長・中立委員)

農地利用最適化推進委員



後列左から
根岸勇さん(北地区)
山本和久さん(北地区)
長谷川貴導さん(西地区)
前列左から
増田秀雄さん(西地区)
長沢勝正さん(西地区)
新井明さん(西地区)
長内親志さん(西地区)



後列左から
江田高広さん(東地区)
佐藤幸雄さん(東地区)
前列左から
高瀬和弥さん(南地区)
小野田義文さん(南地区)
川田登さん(南地区)



新型コロナウイルス感染症対策 ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の収入減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。支給される給付金は、基本給付と追加給付があります。

▼支給対象 基本給付 次のいずれかに該当するかた

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されるかた
②公的年金などを受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていないかた
③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったかた

追加給付 基本給付の①、②に該当するかたのうち、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し収入が減少したかた

▼支給額 基本給付 第一子 50,000円
第二子以降一人につき 30,000円

追加給付 令和3年2月26日(金)
申込み・問合せ 子育て支援係
82-6134

追加給付 申請書を子育て支援係へ提出
※児童扶養手当の認定を受けているかたには、現況届受付時に申請をご案内します。
必要書類 給付の種類および世帯状況に応じて、提出書類が異なります。事前に電話でお問い合わせください。
申請期限 令和3年2月26日(金)
申込み・問合せ 子育て支援係
82-6134



特別弔慰金 第11回特別弔慰金が支給されます

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日である令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けるかた(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。
※詳しくはお問い合わせください

追加給付 一世帯あたり50,000円
▼申請方法 基本給付 ①に該当するかたは申請不要
②、③に該当するかたは、申請書および必要書類を子育て支援係へ提出
追加給付 申請書を子育て支援係へ提出
※児童扶養手当の認定を受けているかたには、現況届受付時に申請をご案内します。
必要書類 給付の種類および世帯状況に応じて、提出書類が異なります。事前に電話でお問い合わせください。
申請期限 令和3年2月26日(金)
申込み・問合せ 子育て支援係
82-6134

さい。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得したかた
②戦没者等の子
③戦没者等の父母、孫、祖母、兄弟姉妹
④①③に該当しない戦没者等の三親等以内の親族(甥や姪など)

支給内容 額面25万円、5年

償還の記名国債

請求期限 令和5年3月31日
問合せ 社会福祉係
82-6133

※新型コロナウイルス感染症予防および混雑防止のため、請求手続きは「予約制」とさせていただきます。
事前に社会福祉係に電話でご予約ください。

特別定額給付金申請忘れずに

特別定額給付金(10万円)は、8月17日(月)が申請期限です。

申請忘れのないようご注意ください。

問合せ 財政係 82-6126

【入札結果】 予定価格が250万円を超えるものを掲載。全ての入札結果および詳細は町ホームページに掲載しています。 問合せ 財政係 82-6126

Table with columns: 執行日, 件名, 場所, 予定価格(税抜)設計金額(税抜), 最低制限価格(税抜), 落札金額(税抜), 落札率, 落札者